第九条中「第百四十九条第三項及び第五項」を「第百四十九条第二項及び第四項」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（会員商品取引所の会員が合併に際し株式等の割当てを受ける場合について準用する会社法の規定の読替え）

第九条の二　法第百五十条の規定により法第百四十二条の吸収合併及び法第百四十三条第一項の新設合併について会社法第二百三十四条第二項及び第八百七十一条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十四条第二項	法務省令	主務省令
第八百七十一条第二号	第八百七十四条各号	第八百七十四条第四号

（会員商品取引所と会員商品取引所との合併による会員商品取引所の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第九条の三　法第百五十二条第一項の規定により法第百三十九条第二項第一号に掲げる場合における合併による会員商品取引所の登記について商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第八十条（第二号、第六号、第九号及び第十号を除く。）及び第八十一条（第三号、第六号、第九号及び第十号を除く。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十条第三号	会社法第七百九十九条第二項	商品取引所法第百四十四条の二第三項の規定により準用する同法第百二十四条第二項
第八十条第四号	会社法第四百四十五条第五項	商品取引所法第百五十四条第二項
第八十条第八号	会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）	商品取引所法第百四十四条第五項の規定により準用する同法第百二十四条第二項
第八十一条第八号	同法第七百八十九条第三項（同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）	同条第三項
	会社法第八百十条第二項（第三号を除き、同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）	商品取引所法第百四十四条の三第五項の規定により準用する同法第百二十四条第二項
	同法第八百十条第三項（同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）	同条第三項

（中小企業信用保険法施行令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「資本」を「資本金」に改める。

一　中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第一条第二項

二　中小企業金融公庫法施行令（昭和二十八年政令第百七十五号）第一条第二項

三　特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十四条第二号イ及び第十五条第三項第一号

四　特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の二第二号イ及び第一条の三第三項第一号

五　割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）第三条の見出し

六　中小企業支援法施行令（昭和三十八年政令第三百三十四号）第一条

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十条第二号	会社法第七百九十六条第一項本文又は第三項本文	商品取引所法第百四十四条の七第一項本文
	同条第四項	同条第二項
第八十条第三号	会社法第七百九十九条第二項	商品取引所法第百四十四条の十第二項
第八十条第四号	会社法第四百四十五条第五項	商品取引所法第百五十四条第二項
第八十条第八号	会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）	商品取引所法第百四十四条第五項の規定により準用する同法第百二十四条第二項
	同法第七百八十九条第三項（同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）	同条第三項
第八十一条第六号	会社法第八百四条第一項及び第三項	商品取引所法第百四十四条の十三第一項及び第四項
第八十一条第八号	会社法第八百十条第二項（第三号を除き、同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）	商品取引所法第百四十四条の三第五項の規定により準用する同法第百二十四条第二項及び同法第百四十四条の十七の規定により準用する同法第百四十四条の十第二項
	同法第八百十条第三項（同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）	同法第百四十四条の三第五項の規定により準用する同法第百二十四条第三項及び同法第百四十四条の十七の規定により準用する同法第百四十四条の十第三項
第八十三条第二項	本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければ	主たる事務所又は本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければ